

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第29号

リハビリテーションセンター条例施行規則の一部を改正する規則

リハビリテーションセンター条例施行規則（平成5年岩手県規則第64号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（<u>エックス線診断</u>その他の検査を行った場合は、この点数に医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき317点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては522点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては392点）を加えた点数に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 次の各号に掲げる利用料金の額は、診療報酬の算定方法（平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定方法」という。）に定める1点単価の額に当該各号に掲げる点数を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 健康診断料</p> <p>ア 個人健康診断料</p> <p>医科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（<u>画像診断</u>その他の検査を行った場合は、この点数に医科点数表に定める所定の点数を加えた点数）（以下「初診料等の点数」という。）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。ただし、歯科診療にあつては、歯科点数表第1章基本診療料に定める初診料の点数（画像診断その他の検査を行った場合は、この点数に歯科点数表に定める所定の点数を加えた点数）に100分の108（消費税等が課されないものにあつては、100分の100）を乗じて得た点数とする。</p> <p>イ [略]</p> <p>(7) 予防接種料</p> <p>使用した薬剤の購入価格を10円で除して得た数に相当する数の点数に1回につき317点（3歳未満の乳幼児に予防接種を行った場合にあつては522点、3歳以上6歳未満の幼児に予防接種を行った場合にあつては392点）を加えた点数（<u>知事が別に定める場合にあつては、知事が別に定める点数</u>）に100分の108を乗じて得た点数とする。</p> <p>(8)～(16) [略]</p> <p>2・3 [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。